

## 裁判員経験者と法曹三者の意見交換会

日 時 平成27年8月5日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

### 参加者等

司会者	家 令 和 典	（千葉地方裁判所刑事第5部判事）
裁判官	高 橋 明 宏	（千葉地方裁判所刑事第5部判事補）
裁判官	米 満祥人	（千葉地方裁判所刑事第5部判事補）
検察官	井 草 俊 之	（千葉地方検察庁検事）
検察官	佐 藤 正 利	（千葉地方検察庁検事）
弁護士	岡 山 国 香	（千葉県弁護士会所属）
弁護士	加 藤 梓	（千葉県弁護士会所属）

1 番	補充裁判員経験者	女
2 番	補充裁判員経験者	女
3 番	裁判員経験者	男
4 番	裁判員経験者	男
5 番	補充裁判員経験者	男
6 番	裁判員経験者	（欠席）
7 番	補充裁判員経験者	女
8 番	裁判員経験者	男

### 議事要旨

別紙第1のとおり

(別紙第1)

**【司会者】**

それでは、意見交換会を始めさせていただきます。

本日は、覚せい剤の密輸入の事件で、なおかつ、被告人が事実を認めていなかった事件を御担当になった裁判員、補充裁判員の皆様にお越しいただいております。御存知かと思いますが、裁判員裁判は、千葉地裁が全国で一番多いと言われているわけございまして、そのうちの半分ぐらいが、覚せい剤の密輸の事件で、その多くが、知りませんでしたとか、他にもいろんな弁解をしていることが多いケースでございまして。ある意味では、皆様は、千葉で一番盛んに行われている裁判員裁判の事件の類型を御担当になったということでございまして。

今から議論を進めてまいります。今日は、裁判所、検察庁、弁護士会からそれぞれお招きしている方がおられますので、順次、自己紹介をお願いしたいと思います。大体、それぞれの職に就かれて何年目ぐらいで、裁判員裁判を何件、若しくは何年ぐらい御担当になっているかと、今日は、どういう問題意識を持ってこられたかについておっしゃっていただければと思います。恐縮ですが、弁護士会からよろしく申し上げます。

**【岡山弁護士】**

皆さん、こんにちは。弁護士の岡山と申します。今年の9月で、10年目に入ります。裁判員裁判は、十五、六件から数えるのをやめてしまいましたので、何件やっているか正確な数字は把握しておりません。ただ、自白事件であったり、否認事件であったりを含めましても、その半分ぐらいが、覚せい剤密輸事件かなという印象を持っております。

今日の問題意識としては、やはり、被告人は日本人の方もいらっしゃいますが、外国人の方も多くいらっしゃるというところで、その国の文化であったり、いろんな背景がある中で、それを判断にどういうふうに織り込むというか、皆さんいろんな主張をなさっている中で、どういうふうに話した方が分かりやすいとか、ここは

分かりにくかったとかというところをお聞きしたいなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**【司会者】**

では、加藤先生。

**【加藤弁護士】**

弁護士会から参りました弁護士の加藤と申します。本日は、よろしく願いいたします。私は、弁護士4年目になりまして、裁判員裁判は、今まで3件担当してまいりました。うち2件が、覚せい剤の密輸事件なので、今回、弁護士会から参加をさせていただいた次第です。

私は、岡山弁護士と比べましても、ここにいらっしゃる法曹関係者の中で恐らく裁判員裁判の経験が一番少ないだろうと思うのですが、実際に自分が担当する事件において、裁判員の皆さんに自分たちの主張がどのように伝わっているのか、分かりやすく伝わっているのかなどについて、今日はお伺いできればと思います。よろしく願いいたします。

**【司会者】**

では、検察官、お願いします。

**【井草検察官】**

検察官の井草といいます。今年の4月に、千葉に参りました。検察官の職務は、十四、五年くらいやっております。裁判員裁判が始まる前から、検察官をやっていた関係もあって、裁判員裁判自体は、50件ぐらいは多分やっていると思うのですが、密輸関係などについては、千葉以外ではそれほど多くはありませんので、余りそちらの経験はございません。

今回は、裁判員裁判を御経験されてお分かりだと思えますけれども、検察官の手元には、いろんな証拠がありますが、必ずしも全てを出せるわけではないところもありまして、事案の中身とかを理解していただくために限られた証拠をお出しするようなことになっております。その中でどのようなものが有用だったかとか、これ

は要らないんじゃないのかとか、そのような御感想などをお聞きできればと思っ  
ている次第でございます。

**【佐藤検察官】**

同じく検察官の佐藤です。私は、今年で10年目です。千葉には昨年度来まして、  
昨年度も、裁判を担当する公判担当でしたので、千葉に来てから、いわゆる覚せい  
剤密輸事案についての裁判員裁判は、ある程度の件数を経験させていただいたかな  
と思っています。

裁判員の方のアンケートを見せていただいたときに、他の事件に比べて、覚せい  
剤密輸事案では、質問等が少し分かりにくかったなどの御意見をいただくことが多  
いので、具体的にどういったところが分かりにくかったのかという点をお聞かせい  
ただければと思っています。よろしく願いいたします。

**【司会者】**

裁判所は若い方からということで、米さんから。

**【米裁判官】**

裁判官の米と申します。よろしく願いいたします。私は、裁判官になって半年  
が過ぎたばかりでして、千葉が、初めて裁判官をした地になります。裁判員裁判は、  
9件ほど経験して、うち5件が、覚せい剤の密輸事案です。そのうち2件が、今回  
テーマとなっている否認、いわゆる被告人が事実を認めていない事件でした。

覚せい剤の密輸の事案は、外国人の方が被告人になることが多いということで、  
証拠もかなり限られて、そういった中で、被告人の供述、話している内容ですとか、  
そういったことの信用性を検討することも多いのですが、証拠が限られた中で、い  
ろいろ検討することが難しいところもあったと思います。そういった中で、我々と  
しても、分かりやすい評議を進めていくのに、皆さんの忌憚のない御意見を本日は  
伺いたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

**【高橋裁判官】**

裁判官の高橋明宏と申します。私は、裁判官になって、もう少しで丸10年です。

裁判員裁判の経験という意味では、件数は数えていないのですが、大体3年余り、裁判員裁判に携わらせていただいております。刑事裁判という意味では、私自身は、東京や沖縄県的那覇、そしてこの千葉で担当しているわけですが、ただ、覚せい剤の密輸ということになりますと、千葉に来てほぼ初めて担当することになりました。

皆さんとしましても、新聞などで、そういうことがあるというのは聞いていたことがあっても、具体的なイメージのつきにくい事件だったろうと思っております。そういったものが、審理が進んでいく中で、どんな段階でどんなことから、どこが問題になっているのかとか、そもそもの事案がどういうものなのかとか、そういったイメージがついてきたか、そういうところについて、私としては、興味を持っております。

事件のあった時から、少し時間がたっておりますので、なかなか途中の気持ちは思い出せないところもあるかとは思いますが、もし思い出せる方がいらっしゃいましたら、教えていただけると、今後の工夫になるかと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

#### 【司会者】

最後になりましたが、今日の司会を務めます、刑事第5部の家令と申します。今、自己紹介した二人の裁判官と、3人でチームを組んで仕事をしております。私は、裁判員裁判は、こちらに参る直前に横浜地裁で3年間、あと、千葉でも、およそ3年ですので、合計6年近くやっております。ただ、今、思い出しますと、その前に東京高等裁判所におりました時に、今からこういう制度ができますよという説明会の担当をしたという記憶がよみがえってまいりまして、その時には、裁判員は制服のようなものが作られるのでしょうかとか、自分が希望したら裁判員になれるのでしょうかとか、そういう質問を受けた記憶をよみがえらせているところでございます。

今日は、皆様にもいろいろな貴重な御意見をいただきながら、議論を進めていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、まず、それぞれ御参加の皆様は、とりあえず口を開いていただくということで、皆様が担当された事件の被告人が、どこの国の人で、どういう主張ないし弁解をしていたかということと、今日、この暑い中どうして参加しようと思ったのかということについてお話しいただきたいと思います。今回の参加は義務ではありませんので、皆さんに御希望いただき、なおかつ、抽選で選ばれてお越しいただいたという状況なんですね。その中で来ていただいたお気持ちなんかも交えて、まずは簡単に、口を開いていただきたいと思います。

まず、1番の方からどうぞ。

【1番】

これまで私は、裁判はドラマの中でしか見たことがなかったので、裁判を担当したとき、最初の頃は、現実ではなく架空の世界の話をしているような感覚でした。

私が担当した事件は、たった2キロの覚せい剤を持ち込んだというものでしたが、たった2キロでも、多くの被害を引き起こすということを知り、判断には悩みました。

覚せい剤は遠い存在でしたが、覚せい剤の怖さを知り、使ってしまうと誰でもだめになってしまうんだということを知り、すごく身近に感じるようになりました。

今日参りましたのは、私が関わった同じメンバーでまたお会いできるのかなと思いきまして参りました。

【司会者】

被告人は、どこの国の人でしたか。

【1番】

国籍は、ベルギーの方で。

【司会者】

どういうことを弁解として言っていたのでしょうか。

【1番】

スーツケースを渡されて、知らなかったと。

【司会者】

それが何だと思っていたという話だったのですか。

【1番】

通常では考えられませんが、500万ドルだったのでしょうか、財産をお分けしますとメールが来て、それを信じてしまって、ベルギーからインドへ行き、インドで1か月間滞在し、またベルギーに戻り、またインドに行き、今度は香港に行ってスーツケースを渡された。触ってみたけれども、液体みたいなものはなかった、だから覚せい剤はないだろうと。スーツケースも確かめてみたけれども、自分では確認できなかった、だから知らないということをしていました。

【司会者】

そういう弁解だったのですね。では、後にまた、ゆっくり順次お話を伺いますので。どうもありがとうございました。では、2番の方、よろしくお願いします。

【2番】

こんにちは。被告人は、台湾人の女性でした。スーツケースの中から覚せい剤が成田で見付かったのですが、彼女は知らなかったと。インターネットで持ち掛けられて、新しいビジネスということで、ウエディングドレスなどを運ぶということで、初めて日本に来ましたと。渡されたスーツケースの中に覚せい剤が入っていることは知らなかったということでした。

【司会者】

来ていただいたお気持ちを。

【2番】

今日参加させていただいたのは、参加した時に、裁判官の方々や、弁護士さんや、検察官の方々が、裁判員制度に対して御苦労がある中で、ものすごく努力していらっしゃる、裁判員制度が賛否両論あるかと思う中で、どのようにしていったらいいかということ、ものすごく努力してらっしゃる姿勢に感銘しました。それで、何かの役に立てればと思って、参加しました。

【司会者】

どうもありがとうございます。では、3番の方。

【3番】

私が担当した事件の被告人の国籍は、ベルギーとアルゼンチンの二重国籍の事案でした。知人の関係者へのギフトということで、スーツケースに薬物を仕込んだものを持ってきた、そういったことでした。

今日参加した動機については、なかなか裁判所に来る機会はずまいであろうということで、そこで、どういう議論が交わされるのかとか、ちょっとそういうものをいろいろ経験してみたいということがありまして、参加させていただきました。

【司会者】

どうもありがとうございます。それでは4番の方。

【4番】

私が担当しましたのは、メキシコ人の男性で、覚せい剤をボストンバッグにしのかばせて持ち込みました。彼は、知らなかったと否定していましたが、日本に来る前に、スペインに渡航していて、どうも、そこでは密輸を成功させたいのです。日本には、日本円で30万円程度の報酬を約束されて持ち込んだようです。否認しましたが、検事さんの追及が鋭くて、ついに、逃れることはできなかったようです。

本日参加したのは、職場で、裁判員裁判への参加についてのシステムができ上がっておりましたので、休日を取ることができまして、参加させていただきました。

【司会者】

裁判員制度関連であれば、お休みをいただけるような制度をお作りいただいているということですね。

【4番】

はい、そうです。



**【司会者】**

非常にありがたいことです。どうもありがとうございます。

5番の方も、たまたまですけれども、同じ事件なのですね。どういう弁解をしていたかを記憶されていますか。

**【5番】**

私自身、素人から見ても、明らかにうそというのが如実に分かるようなことで、これで本当に弁解が通るのかなと。空港内でのやりとりを、法廷の中で聞き、その中で、真実かどうかを我々と裁判官の人たちとで、証拠を基に判断していったのですが、私の素人の目からというか、知識からいっても、明らかに、こういう弁解が法廷の中で通るはずがないなと思っていました。

ただ、私が今回の裁判に参加させていただいて一番に感じたのは、11年という判決が出たんですけれども、すごく、社会に対する悪というか、罪は重いものなんだなということを実感しました。

また、今回こちらに参加させていただいたのは、自分がそういった裁判を担当したということが、どれだけの貢献度があったのかなということ、他の人たちの御意見を聞きながら、交換会の中で再度認識してみたいなというような気持ちで、今日は参りました。

**【司会者】**

どうもありがとうございます。私が把握している限度では、弁解としては、電子機器を持って帰る仕事のために、日本に来たんだということですね。

**【5番】**

明らかに、空っぽのポストンバッグを持ってきて、それに報酬を出すなんて、どこの世界にも、そんな話があるはずがないと。

**【司会者】**

後で、ゆっくり御意見を伺えればと思います。7番の方は、私と御一緒したんですね。

【7番】

お久しぶりです。私が担当したのは、タイの方ですね。女性の方で、中国に買物と観光で行くということで、中国に行って買物をしていたみたいなんですね。妹さんから電話で、娘の具合が悪くなったから、早く帰ってきてくれと連絡が来たんですね。早く帰りたいんだったらと、お友達がタイに帰る一番近い切符を買うということで用意してもらったのですが、なぜか、不思議に日本経由なんですね。中国からタイに帰れる飛行機は、多分あったと思うのですが、日本経由で、なおかつ、日本で何日か滞在するという事になっていまして、滞在するのでも、成田辺りで滞在するならいいのですが、不思議なことに、所沢なんですね。そこもおかしいなと思いました。本当にタイの女性の方は、話が二転三転して、うそは本当にばれるのだなという感じですね。刑期は8年で、罰金500万円だったと思います。

【司会者】

300万円でしたでしょうか。

【7番】

私は、覚せい剤で捕まって、刑というのは大体3年ぐらいなのかなと思っていました。でも、よく考えてみると、1キロ当たりの覚せい剤が何人の人を駄目にするかということを考えたら、やっぱり、すごく重いことだなと思ひまして。8年は、まだ軽い方なのかなと後で思ひました。皆さん裁判員の方も、裁判長の方も、よく考えていらしているなと思ひて、勉強になりました。

ここに来た目的は、やっぱり一緒にいられた方もいるのかなと思ひて、もう一度、その事件を振り返って話をしてみたいなど。でも、今日いらしている方がほとんど覚せい剤絡みの事件なので、いろんな意見を聞きたいなど思ひまして、来ました。

【司会者】

どうもありがとうございます。最後になりましたが、8番の方、どうぞ。

【8番】

私が担当した事件は、シンガポール人の男性だったのですが、香港人にリュック

バックを運ぶように頼まれて、それをスーツケースに入れて、香港からシンガポール経由で成田に来て、成田の税関で開けられたら、そこから覚せい剤が出たという事件です。

被告人は、単にリュックバックをサンプル品と言われて持ってきただけで、覚せい剤が入っているとは全く知らなかったというふうに否認をしていました。状況証拠からすると、入っていてもおかしくないということは、いろんな証拠でできたのですが、私の個人的な感想としては、渡した人の供述も、それを受け取る人の供述も、何も証拠としてなかったのですが、それでも有罪になるのだなと私にとっては驚きでした。何も知らずに運ぶだけで、覚せい剤というのはこんなに重い罪になるのかということに衝撃を受けまして、私も、海外旅行に行くときは気をつけようと思うようになりました。

ここに来た理由としましては、裁判員を経験したことを、守秘義務とかでなかなかしゃべる機会がない中で、私なりにもいろいろ思うことがあったので、そういう機会があれば、是非発言をしてみたいと思っていましたし、そういう方々の意見も、是非聞きたいなと思って、参加させてもらっています。よろしくお願いします。

#### 【司会者】

どうもありがとうございます。

今、守秘義務の話が出ましたが、一応、ここでも守秘義務がないわけではありませんで、評議の時に、誰がこんなことを言ったとか、個別の意見についてはおっしゃらないでいただきたいと思いますが、皆さんが、それぞれどういうことをお感じになったとか、お考えになったとか、そういうことについては大いにお話しいただきたいと思っております。

この後、議論を進めていきますが、検察官、弁護士さんも含めて、どなたかの発言に対してそこにちょっと質問したいとかいうことがあれば、自由に、私が振らなくても、手を挙げていただいて、問いを発していただいて結構でございます。

といっても、時間が限られていますので、そうあれこれ盛りだくさんに話をする

ことはできないと思いますので、一応用意している議題はありますけれども、全て、くまなくやろうというようなやり方ではなくて、皆さんの議論が集中したところを十分にやっていきたいと考えております。

ただ、検察官、弁護人にも来ていただいているのは、要するに、それぞれの法廷での活動が皆さんにどう映ったのかというところに一番関心があるのでお越しいただいているという点もありますので、一応、大まかに、それぞれの主張がされた場面と証拠を調べた場面に分けて、当事者の活動がどうであったかという御意見を伺いたいと思います。

まず、法廷を開きますと、起訴状が朗読されて、被告人が罪状認否をするという場面の後に、それぞれが、冒頭陳述というのをしたと思います。覚えていらっしゃるでしょうか。法廷に入って、すぐ、今から検察官はこういうことを証明していきますよ、弁護人としてはこういうことを証明していく、もしくは、検察官には証明できないはずだというようなことをおっしゃって、例えば、検察官がこんな感じのメモをそれぞれお手元に配られたのではないかと思います。弁護人は、いろいろスタイルがあるかと思いますが、例えば、こういったものをお手元に配った上で今からの立証予定を話したと思います。

そこをお聞きになって、すぐ、ああ、この事件は、こんな事件なのだと理解ができたか、それとも、最初の段階では、どういうことを自分で判断していくのか分かってにくかったというようなことだったのか、その辺について、御意見を伺いたいなと思っております。どなたか、御記憶されていることで、お話しいただける方があれば、どうぞおっしゃってください。少し前のことなので、なかなか記憶がよみがえらないかもしれませんが。

割とすっきりしていて分かりやすかったのか、むしろ情報量が多くてなかなか一気に理解するのが難しかったのか、というようなところなんかもおっしゃっていただければと思いますが。8番の方、いかがですか。

【8番】

いろんな物証を提出されて、私の場合は、香港に行ったり、シンガポールに行ったり、その航空券がどうなっていたとか、ホテルの予約はどうなっていたとか、送金がどうなっているとか、客観的な状況というのは説明を聞いてよく分かったのですが、ポイントとなる、被告人が覚せい剤だとの認識を持っていたかという点と、どう結びつくのかについては、最初は分からず、後でだんだん分かってきました。

【司会者】

だんだん分かってきたということですね。どうもありがとうございます。

他の方は、いかがですか。特に2番の方は、結果的に無罪になった事件だと思うのですが、最初、法廷に入られて、検察官、弁護人の主張をお聞きになったところでは、どのような御感想でしたでしょうか。

【2番】

フローチャートのように見せていただいたのですが、とても分かりやすくまとめられていて、これからどのように流れていくのかというのは、とてもよく分かりましたし、被告人がスーツケースの中に覚せい剤が入っていることを認識していたか否かということが争点であるということも、分かりました。

【司会者】

なおかつ、どういうところが判断のポイントになるかということも、最初の段階で御理解されましたでしょうか。

【2番】

そこまでは覚えていないのですが、膨大なインターネットのメールのやりとりが出てくるのですが、それをどうこなしていくのだろうと思ったことは覚えています。

【司会者】

そこは、後でお話しする証拠調べのところですね。弁護人の冒頭陳述は、いかがでしたか。

【2番】

何か怪しいなというふうに思ったのですが、分かりやすかったです。

【司会者】

最初の段階では、弁護人の主張はちょっと厳しいんじゃないかというような印象を持たれたのですね。

【2番】

厳しいかなという印象はありましたけれども、とても分かりやすかったです。

【司会者】

対立点は、だいたい、鮮明に理解できたということですね。

【2番】

はい。

【司会者】

他に、記憶がよみがえったという方がおられたら、どうぞ。1番の方、いかがですか。要するに、オープニングのところですね。今から、我々は、こういうことを審理して行って、こういう判断が求められるんだというようなところです。

【1番】

弁護人の方も、検察の方も、書類に色を付けたりして工夫されていて、分かりやすかったですので、こういう事件だということはすぐ把握できました。

【司会者】

それは、弁護人の書面についても同様ですか。

【1番】

そうですね。でも、かなり弱いなど。弱いと言ったらおかしいですけども。それは、見た瞬間に感じました。

【司会者】

そうすると、分かりやすいと同時に、結果的に1番の方が担当された事件は、有罪になっているわけですが、冒頭陳述の段階でも、これは弁護人又は被告人の主張は、ちょっと弱いなという印象も、その主張自体から感じられたということでしょう。

うか。

【1番】

はい，感じました。裁判に出てきて第1回目の時に，欧米人ではなくて，ちょっとアラブ系だったのですが，どこかふてぶてしく，薄笑いを浮かべていて，第一印象が悪かったということ覚えています。

【司会者】

そうすると，それぞれの主張以前に，被告人の様子から，ちょっと悪いイメージを最初に持ってしまったというところもあるのですね。

【1番】

はい。

【司会者】

どうもありがとうございます。では，一通り伺いたいと思いますので，3番の方，どうですか。

【3番】

冒頭陳述のところは，克明な記憶がないのですが，審理に入る前の段階で，裁判長から法律についていろいろ説明を聞いて，どういうところがポイントになるのか，こういうところを考えればいいんじゃないのかということがあらかじめ分かっていたので，考えやすかったのですが，冒頭陳述では，内容が盛りだくさんで，正直言って余り頭に入ってこなかったというような印象があります。

【司会者】

どうもありがとうございます。御記憶としては，ちょっと情報が多くて，一気に理解するのは難しかったというような御記憶があるということですか。

【3番】

はい。

【司会者】

今おっしゃった，裁判長が事前に説明したというのは，この犯罪はこういう犯罪

ですよ、こういうことが分かっていると有罪になるし、これが分かっていなければ無罪になるとか、もしくは刑が軽い方になるとか、そのような説明が事前にされたということですか。

【3番】

はい、そうです。

【司会者】

それを踏まえて、冒頭陳述を聞いて、よく理解できたと、そういうような御記憶をお持ちだということですね。

【3番】

はい。

【司会者】

4番の方、御記憶がよみがえっておられれば、どうぞ。

【4番】

確か、検察官がしっかりしたチャートを提出されましたし、弁護人側もチャートを提出されたと思います。それについては、大変分かりやすかったと思いました。

【司会者】

どうもありがとうございます。5番の方、同じ裁判を経験されているわけですが、いかがだったでしょうか。

【5番】

私のときには、先ほどお話に出たような、裁判長からの説明というのとはなかったと思いますので、事件のポイントを理解しないまま裁判が始まりました。それで、最初は、検察官や弁護人からの説明をメモに取っていなかったのですが、自分が判断するための大切な材料になるものですから、メモを取っておかなければならなかったと後で反省しました。

【司会者】

今、お話しいただいたことは、若干我々も考えなければならぬところかもしれ



ないですね。例えば、殺人だとか、窃盗だとか、窃盗は裁判員裁判の対象にならないんですが、皆さんが、犯罪として通常頭に描きやすい犯罪についてはイメージが描きやすいですね。事前にいろんな説明を受けなくてもイメージが描きやすいのかもしれないけれども、覚せい剤の密輸というのは、やっぱり特殊だというところが若干あるんでしょうかね。そうすると、今のお話を伺いますと、予備知識とまではいなくても、法的な着眼点ということについては、若干説明が先行した方がいいのかなというような感じですかね。

7番の方は、いかがでしょうか。最初、滑り出しのところでどうだったかというところをお聞きしているのですが。

【7番】

はい。まず、法廷に入ったら頭が真っ白になってしまい、検事さんや弁護士さんの冒頭陳述は、最初は頭に入らなかったですね。

【司会者】

我々は、選任手続が終わった後には、一旦空っぽの法廷にお連れして、ここが座る位置ですよとか、ここに誰が立ってこういうことをしますよという説明はするんですけども、人が入っている法廷は、それこそ第1回公判で初めて入るわけですね。そこで最初に聞くのが双方の冒頭陳述です。そのときに、個人差はあるかもしれませんが、かなり緊張感が高い中で、そこにいるということだけで大変だという方もおられて、そういう中で、なかなか冒頭陳述の中身に耳を傾けるだけの余裕がまだできていない方もおられると、そういう実情が、今のお話の中で若干伺えたところですね。

他の皆さんでも、そういう方はおられましたか。入ってすぐは、ちょっとなかなか落ち着いて当事者の話に耳を傾けられなかったというような御感想の方は、おられますか。1番の方は、いかがでしたか。

【1番】

やはり、すごく緊張して、気持ちがどきどきいたしました。でも、しっかりやら

なければいけないということと、裁判官の方が事前に心を和やかにしてくださいましたので、緊張しながらも、そんなにどきどきしないで、これから裁判員としてやらなければならないという意識を持つことができました。

**【司会者】**

それでは、それぞれ、検察官、弁護士の立場でお聞きになりたいこととか、検察庁では、誰がこういうのを作っているのかとか、どういうことを心掛けて作っているとか、そういうのをそれぞれPRもしていただいて結構です。

**【井草検察官】**

私どもとしては、事案の概要を分かっていたくことを一番の念頭に置いて冒頭陳述メモを作っております。それなので、外形的な事実というもの、今回の件に照らしますと、いつ、どこで、誰が、飛行機に乗ってきましたとか、そのバックグラウンドとしてこういう話がありますよとか、こういう処分になりますよという話を、なるべくこの後の証拠調べに照らして理解していただくということを、大きなコンセプトの一つにして冒頭陳述メモを作成しているところです。

その絡みで、先ほどから出ている感想の中で、やはり、緊張してしまって一遍だと頭に入ってこないという方もいらっしゃるようなので、お聞きしたいところではあるのですが、確かに本などでもそうですが、1回読んだだけではよく分からないことは、多々ある話でございまして、話も1回聞いただけでは分からないけれども、2回聞くと分かるということもあるかと思うのです。

それなので、冒頭陳述というような形でお配りしたメモなんかを、評議の際に、その前の証拠調べの中でも、活用と言ったら変ですが、どこの部分の話をしているのかなという理解の手助けとかで、お使いになっていらっしゃる方も多いのかなと思うのですが、どうでしょうか。一遍見ておしまいですよという方も多分、中にはいらっしゃいますし、見返しましたよという方もいらっしゃると思うのですが、どうでしょうか。

**【司会者】**

では、冒頭陳述メモを、もちろん、弁護士からも出されるわけですが、その後の審理の中で、どういう活用をしたのかについて、御記憶のある方はおられますか。8番の方、いかがでしょうか。

【8番】

私の事件だと、被告人が、香港へ行ったり日本へ行ったり、行ったり来たりするので、時系列で、どういうことがあったのかというのは、一つのペーパーにまとめられていましたので、常に、評議の際にも見返している状況でした。非常に役に立ったと思います。

【司会者】

途中の証拠調べの際にも、今、この辺の立証がされているのだなということの手掛かりとして、使われたという御記憶でしょうか。

【8番】

はい。ずっと、それを見ながらやっていたというか、そんな感じです。

【司会者】

何人かの方が、うなずかれていますけれども。

特に2番の方は、これは、無罪の事件でしたので、そのときに、どういうふうに冒頭陳述書を活用したかというようなことを、御記憶があれば、お話ししてもらえますか。

【2番】

冒頭陳述書を見ながら、審理を聞いていたのですが、イメージが、なかなか湧きにくく、スーツケースをどこで確認したのか、その場所は外国だったのですが、どれくらいの明るさで、どういう都市だったのかとかなどのイメージがなかなか湧かなかったですね。

【司会者】

今おっしゃっているのは、証拠調べに入ってからのことをおっしゃっているのですね。そのときに、冒頭陳述書を横に置いているだけでは、なかなかイメージしに

くかったということをおっしゃっているわけですね。

**【2番】**

そうです。そういうことです。

**【司会者】**

どうもありがとうございます。

弁護人の立場からも、何かお尋ねがあれば。

**【岡山弁護士】**

1点だけお聞きしたいのですが、中身のことでなくて、冒頭陳述においては、各弁護人、検察官もそうですけれども、パワーポイントとって、パソコンの画面を使ったり、書面を配付したり、もしかすると、弁護人によっては話を聞いてくださいと言って、話だけ先にした上で、後でペーパーを配るなど、いろんなスタイルがあると思うのですが、各自御経験された中で、例えば、パワーポイントと書面を使っていて、どっちを見たらいいか分からなかったとか、そのような率直な感想があれば、お聞かせ願えればと思います。つまり、分かりづらいところがあったのかどうかというところです。

**【司会者】**

今のお尋ねは、弁護人は、それぞれ分かりやすくしようと、いろんな工夫をしておられるのですが、幾つかの手法があるんですね。そういう中で、最初に弁護人が登場した時に、どういう形で話をされたのかを思い出していただいて、それがどうだったかと。例えば、どの辺に立ってやったかとか、どういうツールを使ってやったかとか、そういうことを思い出して、御記憶がよみがえった方は、おっしゃっていただければと思います。

**【8番】**

私のときの弁護人は、被告人が、初犯だったので、シンガポールでどういう生活をしていて、どういう善良な市民だったと情緒的に語って、パワーポイントも何も使わずに語られて、それが終わった後に、書面を配られたということでした。

【司会者】

それが冒頭陳述ですね。

【8番】

そうです。でも、私としては、むしろパワーポイントなんかで論点を明示してもらった方が本当は良かったのかなと思いました。

【司会者】

今のお話は、最初に、被告人の人柄とか善良な人物だということのアピールをした上で、中身に入っていったということですね。

【8番】

はい。なので、そのペーパーを配られて、あと、事実関係とかについては、その後。

【司会者】

それも、その担当の弁護人の工夫というか、お考えがあつてされたことだということですが、印象としては、どうでしたか。中身に入ったところからは、分かりやすかったということですか。

【8番】

私の印象としては、裁判って、そういう情緒的なものではなくて、もっと証拠なりを冷徹に積み上げていくものかなと思って、ちょっと、それは違うなと思いました。

【司会者】

若干、違和感があつたということですね。

【8番】

はい。

【司会者】

他に、思い出された方は、おられませんか。最初の弁護人の冒頭陳述のやり方について、何か記憶によみがえりませんか。

**【5番】**

弁護士さんは、弁護人の立場で、無罪であるという確信の下に、被告人について、家庭事情がこうであって、そういう人だから、絶対こういうことは行わないんだなどということを、我々に対して訴えてこられました。

私は、無罪にするためのストーリーを描いて、それを説得力で、ある程度真実に迫るような形でやって、無罪にするための演出を技術と経験によってやっているのかなと感じました。

**【司会者】**

弁護人としては、冒頭陳述で何を分かってもらおうと思って活動しているかという趣旨で、お話しいただければと思います。加藤先生、どうぞ。

**【加藤弁護士】**

もちろん弁護人によって、いろいろスタイルはあると思うのですが、私は、自分の依頼者さんの人物紹介、どういう人かというようなお話をすることがあるんですね。

そういうお話を何でするかということ、皆さん、被告人と初対面なわけで、被告人はこういう人だから犯罪をやらないという主張ではなくて、その方も、裁判で有罪が出るまでの間は、疑いが掛かっているというだけで、犯罪者というわけではないんですね。

なので、私は、そこにいる被告人も、私たちと同じ一般市民なので、その人の背景、例えば、どんな国で、どういう教育を受けてきたとか、どういう仕事をしてきたとか、家族がいるとか、そういう意味では、裁判員の皆さんと同じなので、そのようなお話をさせていただいています。無罪になるために、こういう人だからやらないという趣旨ではないです。

**【司会者】**

何か付け加えられるところがあれば、お願いします。

**【岡山弁護士】**

私は、ありません。

【司会者】

裁判官お二人は、何かありますか。

【高橋裁判官】

冒頭陳述それ自体から離れてしまうんですけども、先ほど、1番さんがおっしゃったように、法廷に入る前に、どれだけ心をほぐすかということです。先ほど、心を和やかにという話がありましたが、それによって、当事者の話す内容が、どれだけ頭に入るかというのも、違ってくるとは思うんです。裁判官としても、そういうところを心掛けていかなければならないと思うのですが、具体的に、例えば、こういうところで、ちょっと緊張していた頭が柔かくなったとか、そういうところをもし思い出すところがあれば、教えていただき、今後、参考にしたいと思っているんですけども、何かございますか。

【1番】

名前は、それぞれ申し上げないのですが、それぞれ自己紹介をして、最初に何かすごくいい雰囲気ができあがり、そのような状況でしたので、緊張せずに臨むことができました。

【高橋裁判官】

早い段階で、自己紹介などもして、そういった中で、チームワークでやっていくんだという雰囲気ができていたということでしょうか。

【1番】

何かそのような感じですと臨むことができました。

【高橋裁判官】

ありがとうございました。

【司会者】

他に、滑り出しのところで、こういうふうなことで緊張がほぐれたとか、そういうふうな御記憶がある方は、おられますか。

## 【7番】

裁判官の方って、あんなに明るい方なのかなと、すごくびっくりしました。本当にイメージが変わりましたね。裁判官は、あんなに明るくて、お茶まで入れてくれて、気を遣ってくれたのが、すごくうれしかったと同時に、申し訳なくも感じたのですが、一緒にお弁当を食べたりして、あれは良かったですね。楽しかったです。

## 【司会者】

一緒にチームを組んだ者として、大変ありがとうございます。

最近、審理期間が従前より少し延びているんじゃないかというようなことが言われることもあるんですが、それはどうしてかといいますと、一つは、従前は、裁判員選任手続を午前中に行うと、午後にすぐに審理を始めていました。そして、皆様の御負担を軽減するためには、短い期間に集中してやるのがいいという考えで、制度の滑り出しの時には、このようにやっていたんですね。

そういうこともあって、審理期間は、ある時期はなるべく短く凝縮した形でやろうということでやっていたのですが、いろいろ御意見を伺ってくると、選ばれたその日に審理に入るのだと、要するに、気持ちも整理できていないし、仕事の段取りもできていない、できれば翌日とか翌週からにしてほしいという御意見が結構ありまして、むしろそうした方がいいということになってきました。

そうすると、選任手続から日を隔てて審理が始まる。審理の期日についても、朝10時から5時までというのは、非日常的な時間を皆さん過ごされるわけですから、それではやっぱり疲労度が違うんですね。我々と比べても違うので、それぞれの日の日程も少しずつ軽くして行って、その結果、長くなっているということがあるわけですね。

ただ、お越しいただいている皆さんは、その日程でも対応できますよとおっしゃっていただける方が来ていただいているので、そういう意味では、そういう余裕も持たせながら、なるべくリラックスして審理に集中していただくという努力を裁判所もしてきているところであります。



では、いろいろな論点がありますが、冒頭陳述が主に双方の言い分、主張を闘わすというか、最後の締めくくりの論告、弁論も双方の主張を闘わせる場面ですが、やっぱり裁判の勝負どころというか、核心は証拠調べ、その中身になりますね。そこの証拠調べの内容が皆様にとって分かりやすかったかどうか、もうちょっとこうしてほしかったとかいうようなことをお聞きしたいと思っています。

全体的に見渡しますと、密輸の事件ですので、どの事件でも税関の職員という方が来られていますね。税関職員の方が来られて、いろんな話をされたということは、今回御参加の全ての皆様がそうですね。あと、メールとかLINEなどの通信内容が証拠で出ていたという方もおられますし、被告人自身が撮った写真とかが出ていたケースもあったかと思います。あとは、被告人本人の話ですね。それから、2番さんが経験された事件だと、被告人のお姉さんが来ていたということがありましたか。

**【2番】**

はい。

**【司会者】**

なかなか珍しいケースですけれども、被告人のお姉さんが証人として来ておられたというようなこともあったかと思います。あとは、もうちょっと前の問題として、証拠書類の取調べがあったかと思います。

そういうような証拠書類の取調べ、尋問を見聞きされて、こういう点が御記憶に残っている、どこが理解しにくかったとか、こういうふうにしてもらったから理解しやすかったとか、そういう点についてお話を伺えればと思いますが、どなたか御記憶が新しい方がおられたら、お願いします。4番の方は、いかがだったでしょうか。証拠調べの内容を思い起こされて。

**【4番】**

私のときは、検察側が出したメールですね。時系列に沿ってメールの内容が出ていましたし、本人が撮ったであろう写真も出していただきましたので、事態が分か

りやすく、検察側の追及というのを非常に分かりやすく理解することができたと思います。

【司会者】

ちなみに、その写真というのは、何が写っている写真でしょうか。

【4番】

ボストンバッグの写真でした。ボストンバッグには、輸入された麻薬が仕込まれていたのですが、被告人は、バッグのことは知らないと言っていました。ですが、日本に来る前に一度スペインに寄っていて、そのボストンバッグを写真に撮って、それをメキシコに転送してたのですね。その写真を追及の材料として提出されたので、大変分かりやすかったです。

【司会者】

ある意味、被告人が分かりやすい証拠を残していたということになるわけですね。途中でスーツケースの写真を撮って誰かに送っているんですかね。要するに、自分は言われたとおりにやっていますよというような証拠を残しておったというようなことで、証拠物があったということで、分かりやすかったということですね。

【4番】

はい。

【司会者】

他に、証拠調べの内容で御記憶のある方は。3番の方は、メールの証拠が出ましたか。

【3番】

はい。

【司会者】

どんな形でメールの取調べが行われたのでしょうか。

【3番】

他の事例も同じようですけども、膨大なメールの中から証拠になるものという

ことで、検察側からピックアップしたものが時系列順に説明されました。時間をたどると、かなり長くなるので、ポイントとなる覚せい剤の密輸に関わるところが、その前置きが相当長くて、証拠として、それまでの前の経緯の説明がかなり長くて、ちょっと分かりにくかったというところがありました。

**【司会者】**

前置きが長かったというのは、メールの取調べに入る前の事実経過についての前置きが長かったということですか。

**【3番】**

メールの過去の経緯というのでしょうか、前振りみたいな。それまでの事件の説明が長かったので、実際に密輸に関わった、その瞬間が、もうちょっと克明にあれば良かったと思うのですけれども、かなり昔にさかのぼって説明があったので、ちょっとポイントがぼやけていたのではないかなというような感じはしていました。

**【司会者】**

密輸行為に至るまでに、いろんないきさつがあった事件なんですね。それまで半だまされていたようなところもあって。それで、その長い経緯の末に、今回の核心部分についての証拠が出てきて、そこに焦点がなかなか絞りにくかったというような御感想ですね。

**【3番】**

はい。

**【司会者】**

他に、証拠の内容を思い起こしていただいて、ちょっとここが理解しにくかったなどの感想をお持ちの方は、いらっしゃいますか。

**【8番】**

私の事件のときも、メールが証拠に挙がっていたのですが、これは、皆さんにお聞きしたいのですが。検察側の証拠として、メールが抜粋して出てくるんですけれども、あれはやっぱり、検察側として有罪にするために有利な部分だけを抜き出し

てやっているということはないのでしょうか。弁護側も、全部目を通した上で、被告人に有利なものというのがあって、それを出すということはできるのかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

【司会者】

では、お答えになれる範囲で、お答えになってください。

【井草検察官】

何も秘密にすることはございませんので、全てお答えします。結論から申し上げますと、検察官が持っている証拠というのは、全て弁護人に渡しておりますので、弁護人は、全て見ております。ただ、先ほど3番さんがおっしゃったように、量が非常に多いものですし、取調べの時間が限られていることもあって、全てをお出しするわけにはいかない。理想は、全て見ていただく方がいいかと思えますけれども。

そういうような現状にありますので、これという形で、ある程度絞ってはいます。絞る内容については、人にもよるでしょうけれども、弁護人と大体御相談をしておりますので、こちらが犯罪を立証する、ないし被告人の弁解が虚偽であるというようなことを裏付けるものを主にお出しし、弁護人としては、弁護人が主張を裏付けるんじゃないかと考えるものをお出しする。それらが組み合わせられて出るのが一番多いパターンじゃないかと思えます。

【司会者】

弁護人のお立場で、そういう御経験があれば、おっしゃってください。

【岡山弁護士】

ほとんど、今、井草検事がおっしゃったとおりでございます。今は、検察官と弁護人の間で証拠をどこまで出しましょうかという話をきちんとした上で、弁護人はここが欲しいんだけどもというところで、話をしてやっているという現状があるかと思っています。

【司会者】

従いまして、出ている証拠は、一応、弁護人と検察官がすり合わせて、これは出

しましょうというものが出ているということでありますけれども、ただ、それで分かりやすいかどうか、双方が出したいところを並べて、結果的に出てきたものが分かりやすいかどうかというのがまた1個の問題ですね。米さんは、そういうのを見ましたか。メールの証拠は、見ていないのかな。

**【米裁判官】**

私は、メールはまだ見ていません。

**【司会者】**

高橋さんは、これまで見た中での印象はありますか。

**【高橋裁判官】**

もちろん、出てくるメールは、ある程度、検察官、弁護人が調整してのものが出てきますので、ある程度流れが分かるようなメールを出していただいているという印象ではあります。

ただ、その上で、分量も多いですし、最初に見た段階では、何でこれを出しているのかがぱっと分からないというのは、私としては、あったかなとは思いますが、それでも、最終的にいろんな被告人の話を聞いた上で、その意味が理解できればいいのではないかなとは思いますが、そこが最後までなかなか分からないということがあったら、それは問題だと思います。

何かそういったところではございましたか。最後まで、被告人の話なども聞いた上で、それでもどうして出ているのか分からないということがあったら、それは、多分、当事者としても気にしなければならないところだと思います。

**【司会者】**

要するに、評議を通じて、結局、この証拠はどうして出ていたんだろうと疑問に思ったというようなところはありますか。

**【8番】**

ちょっと話がそれるかもしれないですけども、メールのやりとりが全部英語でなされて、英語を日本語に翻訳して証拠で出ていたんですけども、これは明らか

に誤訳でしょうというものがありましたので、そういうことは気を付けてほしいな  
と思いました。

【司会者】

特に、2番の方が経験された事件は、メールがかなり中心的な役割で、メール自  
体の証拠調べが相当長かったんじゃないですか。

【2番】

かなりの量があったのですが、さっき8番さんがおっしゃったように、私は、個  
人的に、夫が外国人ということもあって、英語にはなじみがあるのですけれども、  
中国語が全く分からなくて、やりとりの中に出てくるのは、中国語と英語なんです  
ね。

通訳の方は、中国語でやってくださっていて、声がずっと小さくて、何回も大き  
くしてくださいと裁判官の方がおっしゃってくださっても、最後まで小さくて、そ  
こは、一つまた問題だったのですけれども。

認識していたかどうかというところのために、かなり詳しくメールをみんながチ  
ェックして、それは負担ではなかったのですが、やはり、原文の英語で見たいとい  
う、あるいは照らし合わせてあったら良かったのになというところは、何か所もあ  
りました。ほとんどが英語のやりとりで、争点になるところは英語だったので、で  
きれば、ニュアンスで知っているか知らないか、この時点ではどうだったのかとい  
うことを探るために、英語があったら良かったなとは思いました。

【司会者】

御自身が英語がお分かりになるので、むしろ訳よりは英語の方を見たかったとい  
うことでしょうか。

【2番】

見たかったです。それは見たかったという気持ちはありました。

【司会者】

今、通訳・翻訳の問題が少し出ているところですね。

他に、証拠調べの中で、もうアトランダムに思い起こされて、ここがちょっと難しかったな、分かりにくかったなとか、もうちょっとこうしてほしかったなとかいうところがあれば、率直におっしゃっていただければと思います。7番の方は、何かありますか。

【7番】

私は、分かりやすかったので、何もないです。

【司会者】

通訳人が上手な方でしたからね。

【7番】

ええ。

【司会者】

4番の方は、思い起こされていかがですか。

【4番】

通訳の方が、当然ついていたわけですがけれども、それがために時間も非常に長し、本人の生の声でなく、通訳の方を通じて、本人の弁解なども聞くものですから、ちょっと理解しづらいというか、感情そのものが伝わってこないというか、そこら辺は、ちょっと伝わりづらかったのかなと思います。

【司会者】

5番の方も、同じ事件を経験しておられますけれども、今の点は、いかがですか。通訳を通じての理解というのは、どうだったかということですがけれども。

【5番】

全部理解することはできませんでしたが、それなりには分かりました。けれども、核心的な部分については、実際に証拠で裏付けがされるまでは、そんなに明確には理解できなかったという記憶ですね。

【司会者】

そうすると、後から整理していくうちに、だんだん理解が進んだということでした。

ようか。

【5番】

そうですね。

【司会者】

どうもありがとうございます。他に、証拠調べの関係で、お話いただける方は、いらっしゃいますか。

【1番】

私のときは、アラビア語だったのですが、通訳の声が小さくて聴き取りにくかったです。

それから、通訳人と被告人が話をしているのですが、私たちに対して通訳がされないものですから、ちゃんと我々に対して通訳をしてほしかったということを感じました。

【司会者】

法廷で、通訳人と被告人が話している会話があったけれども、当然、アラビア語だから分からないわけですね。それは、尋問として聞かれている内容じゃなくて、何か会話をしているわけですか。

【1番】

していました。

【司会者】

そこは、何を話しているかが分からなかった。そこが気になったということですか。

【1番】

はい、そうです。

膨大なメールでしたので、やはり英語から日本語に訳してみると、これは正しいんじゃないかと思いました。メールって、いかようにも書けますので、これは証拠になるんだというか、メールというのは一つの重大な証拠になるのだなということ



をそこで理解できました。

【司会者】

どうもありがとうございます。

それぞれのお立場で、何か。

【岡山弁護士】

4番さんと5番さんにお聞きします。担当弁護士から少し話を聞いておりました、本来、争点化されていない部分が争点化されて、その際に、先ほど言った写真かどうか分からないんですけれども、急に、証拠請求されていない写真が出てきて、そこでちょっとやりとりがあったと聞いております。その部分で、通常、争点整理されていて、ここは争点で争いますよとなっていない部分が急に出てきて、そういうやりとりがあったということで、審理が分かりにくくなったとか、そういう印象は、お持ちでしょうか。

【司会者】

質問の中身は、写真の点について、あまり事前に争点になっていなかったということですか。

【岡山弁護士】

はい。審理の流れで、その写真が争点になったというふうに聞いています。

【司会者】

そもそも、そういう印象をお持ちですか。何か唐突に出てきたという感じをお持ちになりましたか。

【4番】

いや、そういう印象ではなかったと思いますが。確か、何点も写真はあったんですけれども、そんな唐突な感じはしなかったですけれどもね。

【司会者】

5番さんは、いかがですか。

【5番】

審理している最中に、このボストンバッグの裏地のところに麻薬が実際に隠されているかどうか分かるかというもので、実際には、麻薬を隠して、スペインで密輸をやったのと、成田空港で密輸したのと、ほとんど同じような状況のものであるということで、確かに、それは、麻薬を隠すために工作されたボストンバッグであるということだったと、そんな記憶があります。

**【岡山弁護士】**

では、そんなに分かりにくくはなかったとお聞きしてよろしいですか。

**【4番】**

そうですね。

**【司会者】**

判決では、有力な証拠の一つとして掲げられているところでもありますね。唐突感  
は、余りなかったというような印象のようであります。

他に、法曹三者の方から、何か、証拠調べの内容について。

**【井草検察官】**

先ほども話に出てきたことですがけれども、検察官としても、何を証拠で出すかというの  
は、膨大な量の中から選ばなければいけない関係で、何が有効で、何が余り  
要らなかったかを知りたいところがございます。その趣旨で、質問させていただき  
たいと思います。

こういうケースで、主な争点になるのは、先ほどから話に出ているように、故意  
というか内心の問題でして、知っていたか、知らなかったかということが主な争  
点になる関係で、例えば、これを見れば、ばっちり分かるという証拠がある事案と  
は、また違うのかなと思っています。例えば、誰か事件を起こした犯人がいて、こ  
の人ですと言っている目撃者がいますとかいう話ではなくて、いろんな証拠から、  
総合的に判断していくことになるのかなと思っているわけですがけれども、判断する  
のに有意義だった証拠は、何だったんでしょうかという話です。

細かい中身は別にして、大きく分けると、先ほど裁判長がおっしゃっていたよう

に、税関関係の証言、税関検査時にどうだったかとか、あとは、所持品の関係の書類、こんなものを持っていました、持っていませんというような話、あとは、これは反対に、信用性の話になるのかもしれませんが、被告人自身がこういう話をしたけれども、ちょっとそれはどうなのかねという意味での、被告人の供述がある場合がありますね。反対に、これは、被告人の供述が正しいだろうという意味でも構わないですけれども。

というふうに、大きく分ければ、三つか四つぐらいに分かれると思うんですが、その中で、こういうものは、比較的重視しましたよとか、余りそうでなかったですよという話を教えていただきたいですね。あとは、こんなのがあれば良かったんじゃないかな、あるなら、出してもらえるとすっきりしましたねというのがあれば、教えていただきたいということです。

#### 【司会者】

いろいろ話していただくと、評議の秘密に関わってきますので、それぞれ、御自身としては、これが一番判断する時に役に立った、決め手になった、あと、こういうものがあると、更に判断しやすかった、そういうような観点から、お話しいただければと思います。8番の方は、いかがですか。

#### 【8番】

被告人が覚せい剤を持っているかどうかというところ、認識していたかということが争点だったんですけれども、決定的に、これは覚せい剤だよと言われたという証拠は何もなくて、じゃあどこかというところ、やっぱり、押収されたリュックサックと、実際の覚せい剤を手にしまして、この袋の中に、これが入っていたら、これは普通気付くだらうという、まさに物を見て思ったというところですよ。

本当は、依頼した側の証言で、こういうふうに依頼をしたとか、受け取る側も当然いるでしょうから、その人がどういうふうだとかという、そっちもあると、より分かりやすかったんだらうなと。その辺は捜査の関係でなかなかできないと言われていましたけれども。

というふうに、物が一番分かりやすかったです。

【司会者】

実際、それは、覚せい剤も含めて、手に取って。

【8番】

昼休みの間に、覚せい剤も含めて、手に取って。

【司会者】

そうすると、8番さんが御経験になった事案だと、このリュックで、これが入っていたらというところが大きかったと。

【8番】

気付くでしょうということですね。

【司会者】

7番の方は、思い起こしていただいて、どういう証拠が判断のために一番役に立ったかというところをお話しいただければ。

【7番】

買物をするというので、バッグがちっちゃいから、お友達にもらったと言っていたんですね。そのバッグも、かなりぼろぼろなトランクだったんですけれども、それを持った時に、重いと感じないのかなと思って。洋服だけ詰めて、買ったものでも、そんないっぱい買ったという覚えはないんですけれども、こうやって持った時に、あれっ、重いんじゃないのかなとか、そういうのはないのかなと思って。

もう一つ、税関で取り調べられたときに、一言言ったということもあったんですね。薬かというふうに言ったらしいんですけれども、それも、決め手になったかなと思いました。

【司会者】

そうすると、証拠物が、そういうふうにもらったものとしては、いかにもそぐわないもので、なおかつ、持ってみたら、多分、この中に覚せい剤が入っていれば、気が付くだらうというような感じがあった。

【7番】

覚せい剤が入っていたときに発した言葉が「薬」という。

【司会者】

それと、税関で、薬という言葉が発していたという、そういう意味では、税関職員の証言も役に立ったということですか。

【7番】

そうです。

【司会者】

4番、5番の方は、さっき、別の発言をいただきましたので、3番の方は、いかがですか。

【3番】

スーツケースの中に隠し持っているということで、スーツケースが、持ち運ばれた前と、持ち込んだ後で、同じ物だったのかどうなのかというぐらいにしか、途中で差し替えられたということ以外は否認できないのかなと思いますので、持ち運ぶ前は、中国でその中身を見たというような証言があったんですけども、そのところと、税関で開けたその状態を克明に調べ上げて、同じ物なのかどうなのかというところを争点にしておけば、持ち運んだかどうかというのはかなりクリアになったんじゃないかなと感じています。

やっぱり、スーツケース、実際に薬物が入っていたそのものに絞って証拠がそろっていれば、判断がしやすいんじゃないかなと思っていました。

【司会者】

これは、被告人の主張が途中でスーツケースを取り替えたということなんですか。それとも、ずっと同じ物を持っていたの。

【3番】

取り替えた以外に否認できないんじゃないかという。

【司会者】

そうすると、一貫して同じ物を持っていたという事実が明らかになれば、すっきりした判断がしやすいケースだったということですか。

【3番】

はい。

【司会者】

2番の方の事件は、これが決め手になったというよりは、決め手がなかったの  
で、無罪になったという裏返しの話ですけれども。率直に、判断が難しいケースだ  
ったと思うんですけれども、もうちょっと、どういうものがあると判断しやすかつ  
たとか、そういうような御印象、御記憶はありますか。

【2番】

もっとこれがあったからどうかというのは、よく分からないんですけれども、ま  
ず、税関の写真が結構あったんですね。

それから、現物のスーツケースと、本人が言っているウエディングドレスなり、  
子供の礼服などがあったんですけれども、どう見ても、価値あるものではないし、  
あと、メールのやりとりの証拠から、浮かび上がってくるのは、余り頭のいい人で  
はないと。こんな話に乗って。

最初から会話の内容を見ても、どうしても、この人はうそをついているというこ  
とよりは、被告人のひっかけやすさというか、無知さというか、そういうのがだ  
んだんいろんな方向から明らかになってきて、どう考えても、かなり黒に近いとは  
思うけれども、この人の場合だったら、見なかったんじゃないか、知らなかったん  
じゃないだろうかということがだんだん色濃くなってきました。

その中で、証拠の話とはちょっとそれるかもしれないですが、もっと悪い人が、  
被告人のような、余り考えない、ただ動いちゃうような人を使って運ばせるのは、  
一番安全で、足が付かない方法であり、どこに焦点を当てたらいいのか、どうい  
うことで考えたらいいいのかということは、真剣に最後まで考えました。

【司会者】

この事件では、被告人の話は、相当長い時間聞かれたんですか。

【2番】

はい。

【司会者】

あと、お姉さんの話も聞かれていますね。お姉さんの話は、どういう話だったのですか。要するに、判断のために有用だったかどうかという点は、いかがですか。

【2番】

お姉さんの方が、割合に感情的にならず、事実を話してくれているという感じで、時系列なり、本人の性格を、メールと共に照らし合わせていくと、より分かりやすくなりました。

証人ではないんですけれども、息子も来ていたんです。今は、お姉さんが面倒を見ているという状況も、証言ではなくて、目で見て分かるという感じでした。

【司会者】

その被告人については、お姉さんが、わざわざ証人に立ってくれて、なおかつ息子さんが傍聴席に来ていた。そうすると、その家族というか、一族の雰囲気はその法廷の中に漂っていたということですね。

【2番】

そうです。

【司会者】

それと、被告人の話しぶりからすると、ちょっと言葉は悪いけれども、余り知的にレベルが高い人ではなくて、この人だったら、彼女が言っているとおりに、だまされた可能性もあるなど。

【2番】

そういうふうを感じるようになってきましたし、実際に、私もそのスーツケースなどを見て、持ってみたりしたことも、とても重要で、また、それをゆっくり見れる時間もあったので、とても良かったと思うんですけれども。この人だったら、分

からなかったと言うかもしれないという感じがしてきました。

【司会者】

そうすると、もちろん通訳が入っての尋問ですけれども、それでも、その人の知的なレベルだとか、人柄だとかそういうのは、総体としてはよく伝わってきたということですか。

【2番】

そうですね。税関に捕まったのが、12月で、半年以上あるんですが、その税関の時の彼女の表情や雰囲気からは、随分変わっていて、真っ白な白髪になっていたり、表情がやつれたような感じや、そういったことも、証拠品ではないんですけども、税関の写真があったことで、時間の流れや、どう受け止めているかみたいなものが浮かび上がってきたところがありました。

【司会者】

確かに、覚せい剤の密輸の事案だと、税関検査の時のスーツケースを引っ張ってきた瞬間の写真が大体証拠にはあるんですね。そうすると、その時の被告人の表情だとか、服装だとか、例えば、太っていたとか、痩せていたとか、そういうのがイメージとしては伝わってくるんですけれども、それが、直接ではなくても、間接的に、いろんな情報と併せて、意味を持ってくることもあるというようなことですか。

【2番】

そうです。

【司会者】

1番の方は、何か他に、この証拠が決め手になったとか、これが良かったとか、悪かったとか、そういうのがあれば。

【1番】

やはり、限られた時間内で、検察官の方も話さなければならないですよ。私たちの時には、本当に超特急の話し方で、すごく早かったんですね。

【井草検察官】



それは、申し訳ないです。

【1番】

でも、理知的な話し方で、表情ともリンクされていて、私たちも、おおっと聞きほれたというんじゃないですけれども、本当に早口で、でも、分かりやすく、検察官の方は、仕事に徹しているなという感じを受けました。

それと、証拠ですけれども、外国から、ベルギーとかから来たら、大きなスーツケースで海外旅行ってするような感じを持っているんですね。だけれども、被告人は、幾つもちいちなバッグを三つぐらい持って、香港で渡されたものは、キャリーバッグだったんですね。日本でよく見かける、ずるずると持つような小さなものだったんですけども、そこで全部触って見たけれども、そういうらしきものは入っていなかったの、日本に持ち込んだということだったんですけれども、税関に捕まって、やはり知らないということだったんですけれども、そのキャリーバッグのハンドルの下のところに覚せい剤が隠されていたんですね。上手に剥がして、その中に。

全部調べたんだったら、絶対、ハンドル部分がちょっとへこんでいますので、何か細工をされているだろうと。私も、自分の家に帰ってキャリーバッグを見たんですけれども、やっぱりハンドル部分がちょっと下がってしまっていて、絶対分かるはずだと。分からないのは、おかしいじゃないかと。実際に、覚せい剤の重さを感じたり、こんなキャリーバッグの中に知らなかったというのは、あり得ないと考えました。

【司会者】

御自宅でもやってみたということですか。

【1番】

みました。キャリーバッグってどうなっているのかなと。頭では分かっていたんですけれども、実物をしっかり見たことがなかったので。

【司会者】

そうすると、結構、体感も重要だということになりますね。

あと、他に、お尋ねは。裁判官でもいいですけども、何か。

**【井草検察官】**

もう一点だけ。7番の方がちょっとお話しいただいたんですが、税関の職員の証人尋問というのを大体請求してやっております。一つは、税関の手続がどういうものかを知っていただくという、比較的、形式的な話の部分ですけども、もう一点は、やはり、こういう特異な言動を被告人がしていたことがありますよというようなことを知っていただくというのが、二つ目の目的であることが多いです。心証形成をするに当たって、別にそれはなくてもいいやと正直にお思いになった方も多分いらっしゃるんじゃないかとは思いますが、それが特に要らないと思っただ方は、いらっしゃいますか。

**【司会者】**

今回、皆さん、税関職員の話、場合によっては2名の税関職員。4番、5番の方が担当された事件は、証人が二人出てこられましたか。どちらも税関の職員だったのですか。

**【4番】**

はい。

**【司会者】**

場面が違ったんですか。

**【4番】**

はい。

**【司会者】**

特に、二人聞かれた4番の方、二人聞いて、そういう意味があったのか、一人でよかった、もしくはなくてもよかった、その辺は、いかがですか。

**【4番】**

私が印象的だったのは、一人の税関職員の方が、日本に入国してからの宿泊先を

聞いたところ、成田空港に近接したホテルしか予約をしていないというふうに答えたというようなことがあったんです。彼は、日本国内で精密機械を買って、バッグに入れてメキシコへ帰るといふ、それが目的だと言っていたんですが、宿泊は、本当に空港のすぐ近所のホテルしか予約をしていないという、そういう不自然さがあったということを税関の職員が言っておられましたので、それは、非常に印象的で、被告を追及するに当たって、有意義な証言だったような気がします。

【司会者】

ビジネスで来た割には、空港のそばに泊まることにしている、仕事じゃないんじゃないかという判断がしやすかったということですね。

【4番】

そうです。

【司会者】

5番さんも、大体似たような印象ですか。

【5番】

二人の説明で、実際に、その二人の説明と被告人が言うのがまるきり違ったことを言っている。だから、そのどっちが信用性があるかということが随分論点になって、やっぱり職員であるんだから、そんな被告人を悪く持つていくはずはないんだから、言っていることが真実だろうというような。

要は、スペイン語と英語でしたっけ。最初は、被告人は、自分は英語は余り話せないと言いながら、実際に、自分は報酬を300ドルもらうためにやったということと言いながら、実際に、次の時には、私はスペイン語しか分からない、英語はそんなに話せないんだというような、そういう裏返しするようなことを言うわけです。私は、被告人が言っていることがそういう曖昧な形に自分で自分を追いやっていることにつながっているなということで、非常に参考になったというふうに思いました。

【司会者】

どうもありがとうございます。

今回の判決を見ても、税関検査時の言動が有罪認定の根拠として掲げられている判決と、そうじゃない判決がありますね。税関検査時の言動が問題になったケース、そこを議論したという御記憶をお持ちの方は、おられますか。こういう言動は、こういう意味なんじゃないかというようなことで、議論された御記憶のある方は、おられますか。

### 【3番】

私の担当した事件は、証人として、税関の職員を証拠として挙げられて、そこで、言動とかが、判決で書かれているんですけども、私は、必要なかったのかなと思っています。言動というところも、つぶやきみたいな、そういったところであったり、細かい表情とか、そういうところが判断になっているんですけども。そこが正確に伝え切れているのかどうなのかというのが、正直、信じられなくて。もし、証拠にするんだったら、カメラで動画を撮るとか、何かそういったことをやってくれないと、ちょっと、私は、正直信じられないなというような感想を持っていました。

### 【司会者】

御担当になった事件の判決書を見ると、被告人は、自発的に、僕は捕まるのかと言った後で、ジョークですよ、僕は平常心ですという発言をしていると。この部分ですね。これも、判決としては、違法なことをしている意識があったものと考えて、矛盾しないということで、積極的にこういう発言があったから、分かっていたというふうに認定に使われているわけじゃないようですね。税関検査時の言動も、今までこういうふうに認識があったと認定した事実と相反するものではないという意味での位置付けなので。これがなくても結論は出せたというような御記憶をお持ちだということですね。

あと、この中で、直接証人ないし被告人に、自分で質問しましたという方は、おられますか。今回は、おられないですか。それは、やっぱりしにくかったですか。

というか、したいけれども、できなかったのか。

【2番】

私は、補充だったので、できないので、頼んでもらって。

【司会者】

そうですね。補充裁判員の方は、直接はできないですね。裁判員の方で、ちょっと聞きたいなと思ったけれども、ちゅうちょしたという方は、おられますか。

【7番】

はい。

【司会者】

補充でしたか。

【7番】

そうです。

【司会者】

そういう場合は、我々裁判官の方で引き取って、質問しましたか。

【7番】

いえ。聞いてもらっていないです。自分の心の中で思って、聞いていただこうかなと思ったんですけれども。

【司会者】

ちょっと遠慮しちゃった。

【7番】

遠慮しました。

【司会者】

裁判官から何かないですか。いいですか。

あとは、今回のような事件は、もちろん、裁判員裁判というのは、市民感覚を取り入れて、社会常識に沿った判断をしていこうというようなことで始まった制度ですが、この覚せい剤の密輸というのは、市民感覚とは、ほとんどというか、全く関

係ないですね。そういう中で、判断について非常に苦労したとか、いや、むしろ、そんなに苦労しませんでしたよとかいう話があれば、伺いたいと思います。

【8番】

量刑について、これは、裁判官の方にも聞いたんですけれども、この事案と同じぐらいの量刑になる犯罪って、他に何かあるんですかと言ったら、傷害致死だと言われて。そういう、自ら暴力を働いて人を死なせてしまったということと、今回の被告人は覚せい剤かもしれないと思って持ち込んだという、しかも、税関で見付かってしまって、結果的に被害者もほとんどいないという状況を考えると、明らかに、人が一人死んでしまうというところと、覚せい剤を密輸したということが同じというのは、市民感覚的には、とてもあり得ないと思ったんです。

【司会者】

そうすると、有罪無罪のところは、そんなに苦労はなかったけれども、むしろ、刑の関係がなかなか感覚がつかみにくかった。

【8番】

というか、これだけの刑になるものに対して、覚せい剤だったかもしれないという認識だけの証拠で、こんな刑になってしまうのかというのが、すごく、違和感を感じました。

【司会者】

実際の事件は、3400グラム余り。そこそこの量ではありますね。

【8番】

ええ。だから、例えば、これで執行猶予が付くとか、そういう有罪だったら、感覚的には分かるところはあるんですけれども、人を死なせてしまったのと、これと同じかという、これは違うだろうという。

【司会者】

今のような観点からのお話でも結構です。無罪の方は、刑を決めていないのですけれども、今の量刑の点を含めて、皆さんのお持ちの感覚に照らして、今回いろん

な判断することについて、困難がなかったかということですが。

【3番】

私は、8番の方とは逆で、量刑を決める上で、裁判員の中で、一番私が量刑を重くしたんです。分からないでも、波及性というのか、間接的に広がっていくというところの恐ろしさみたいなのを考えると、やっぱり、ちょっと重めにした方がいいんじゃないかなと思っていました。

【司会者】

最近、おおよそ、こういう事件については、こういう幅で刑が言い渡されていますよということは、大体、裁判官の方でお伝えするというか、お見せしているんですけれども、今、最初にお持ちになった意見は、そういう幅よりか、もっと重くていいんじゃないかと思われたということですか。そうすると、もともと素朴に思っていた感覚と示された量刑の資料との間に、ちょっとずれがあったというようなことですね。

他に、今のような、要するに、普段から生の感覚として持っていたものと、実際に判断に入ってから、ちょっと落差を感じたとか、違和感を感じたというようなところがあれば。

【1番】

やはり、私も、8番さんと同じように、人の命と、覚せい剤と、覚せい剤の方が刑が重いんですね。その判断はどういうところが、やはり、それが広がったときの人数的なもの、人間を破壊してしまう罪の重さから来ているんでしょうか。どうなんでしょうか。

【司会者】

その辺は、評議の時に、裁判官から何らかの説明がありましたか。

【1番】

言われたかも分からないんですけれども、ごめんなさい。今、ちょっと思い出せなくて。今、すごく疑問に思っています。

【司会者】

では、裁判官の方で、例えば、米さんは、ふだんどういう説明をしているか。

【米裁判官】

覚せい剤の犯罪の中にも、いろいろあるということも、多分、説明されたとは思いますが、覚せい剤そのものが人を殺すとか、そういったものではないですけれども、もともと、覚せい剤というのは、日本では製造されていないと考えられていて、ただ、覚せい剤が日本の中で広まってしまうと、社会に大きな害悪をもたらす。そういったものを、日本にないものを、外国からわざわざ持ってくるということと、今回、ただの密輸じゃなくて、営利目的、覚せい剤を売ってお金にしようという目的で持ってきたという事案なので、そうすると、やっぱり覚せい剤の量を大量に持ってくることになるかと。

日本にもともとない、そして、広まるとすごく害悪が大きいものを、わざわざ国外から持ってきて、しかも、お金を儲けるために、国内で売ろうということですから、かなり量を持ってくる。そういったところから、かなり重く処罰されているという犯罪類型なのかなと思っています。

【司会者】

あと、検察官が、いつも、覚せい剤の害悪についての証拠を提出されますので、それをお聞きになっても、やっぱり、若干、人の生命との関係で違和感があったということですね。

【8番】

覚せい剤の害悪というのも分かりますので、その首謀者というんですかね、実際にそれをつくって運び、人に運ばせて、受け取って、末端価格何億円というその利益を得るといって、そういう人に対しての量刑なら分かるんですけれども、ちょっと、運び屋とそれと同じというのは、どうなのかと。

【司会者】

7番さんは、どうでしたか。タイの女性、懲役8年、罰金300万円という刑を



言い渡すという時の心境は。

【7番】

その時は、重いと思いました。でも、よく考えてみると、麻薬って、本当に人を変えて、殺人もあり、その人の人生も狂わす、家族も狂わす、社会も狂わす、もう本当にいけないものなんです。それを外から持ってくるというのは、すごくやっぱり、殺人と同じぐらいに考えてもいいかなと思いました。重いことです。そういうものを持ってくるというのは、重いことです。

やっぱり、若い人なんかは、1回はやってみたいなという子も出てくると思うんですね。1回やってしまったら、もう終わりだというのが分からない子も多いので、やっぱり、外から持ってくることはいけないことなので、重いことはいいことだと思います。

【司会者】

我々も、刑を言い渡す時に、やっぱり、その人個人を見ると、いつも言うんですが、運び屋をやらされた人というのは、極悪人じゃないんですよ。むしろ、ちょっと抜けていたり、やや人が良過ぎてとか、ちょっと考えが足りなかったりとかいうことで、運び屋以外に、そんな悪いことをする人ではない人が多いので、実際、刑を言い渡す時は、やっぱりかわいそうはかわいそうなんです。

ただ、さっき米裁判官が言ったように、もともと法律が非常に重罪と定めていて、それには、ちゃんとそれなりの根拠があって、なおかつ、検察官も、法廷で覚せい剤はこんなに悪いものだという立証をされている。

ただ、人がここで死んだというのと比べるときに、やっぱり目の前に被害者が見える犯罪と、どこか遠いところで被害者が出ている犯罪とは、処罰感情を湧き上がらせるのにちょっと頭を使わなきゃいかぬという、そういうところが、さっき8番さんがおっしゃったところにあるんだろうと思ひまして、感覚としては、非常によく分かります。あとは、理知的にというか、頭の思考操作の中で理解するしかないということなんでしょうね。

**【米裁判官】**

一つだけ質問していいでしょうか。覚せい剤の刑に関して、いろいろな感覚を持ちつつも、恐らく、一般的には、裁判官から、量刑、刑を決めるときは、こういうふうな考え方で考えるんですよということを説明させていただいていると思うんですけれども、その説明が分かりやすかったかどうか、何か感想があったら、是非お伺いしたいと思っております。

**【司会者】**

いつも説明している立場からの質問ですけれども、皆さんに聞くのも何ですけれども、例えば、3番の方は、やや軽い、もうちょっと重くていいんじゃないかという感覚をお持ちだったと思うんですけれども、説明を受けて、どうだったか、その辺はどうですか。

**【3番】**

そこは非常に難しいというか、量刑まで裁判員に求めなくてもいいんじゃないかなと最初から思っている部分もあって、やっぱり裁判員にばらつきは当然出ると思うので、そこは合理的な判断ということで、裁判官の方に任せるというのも一つじゃないかなと思いました。

**【司会者】**

特に犯罪類型という面で、なかなか刑の感覚がつかみにくいというのもあったかかもしれませんね。

4番の方は、いかがでしたか。刑を決めるとき。まず、刑を決めるときの基準の説明は、理解できたかどうかは。

**【4番】**

説明いただきました。前例で、大体このぐらいの量の初犯だと、何年とか、累犯だと何年とかというのと、単に多数決でなく、評決には何かルールがあって、確か裁判官の方が。

**【司会者】**

裁判官と裁判員，両方入って多数にならないといけないということですね。

【4番】

はい。そんなようなことで納得しました。

【司会者】

そうすると，今の話は，むしろ量刑資料と，法に定めたルールに従って決めたということで，一応納得はできたということですか。

【4番】

はい。

【司会者】

いろいろ話題も尽きないんですが，予定の時間を過ぎましたので，最後に，話題事項の最後，仕事・家事等の調整や，守秘義務など，裁判員としての負担感についてということではありますが，これに限らず，今回，裁判員をやってみて，しばらく時間がたってみて，どういう思いを持ったか。やって良かったか，やっぱりきつかったかとか，どういう充実感を感じたか，場合によっては逆にどういうマイナスの気持ちをお持ちになったとかということもあるかもしれませんが，最後に，ひとわりお話しただいて，意見交換会を閉じたいと思います。では，1番の方からどうぞ。

【1番】

私は，やって良かったと思っております。やはり，裁判所というのは，なかなか身近ではないので，実際に裁判に臨んでみて，初めて，どういうことを裁判所がやっていて，罪を犯せば，どのように裁かれるのかということが実体験できたということは，すごく良かったし，生活の上でも，いろいろな犯罪で，新聞を見る上で，見方が変わってきました。確かに，生活面で変わってきました。

【司会者】

2番の方，どうぞ。

【2番】

意識している、していないにしろ、やっぱり、法というのはあるし、そこで守ってくれている人たちや、気に掛けている存在があるということが実感できて、参加しないと分からない、また、それが、自分のこととして感じられないことが他にもいろいろあると思うんですけども、そういう意味では、良い機会になりました。ありがとうございます。

【司会者】

特に、無罪ということで、更に得がたい経験を多分されたんだと思います。

【2番】

最後に、裁判長の方が、無罪とおっしゃった後に、これから余りおいしい話にすぐに飛びつかずに、堅実な人生を送ってくださいということを、メッセージでおっしゃって。

【司会者】

被告人に対してね。

【2番】

ええ。でも、それは、私たちにも人ごとではなく、やっぱり、我々にしろ、何にしろ、そこに犯罪もあるし、また、法もあるので、そういうことをやはり感じて、生活していかなくちゃいけないなと思いました。ありがとうございます。

【司会者】

ありがとうございます。では、3番の方、お願いします。

【3番】

今回、外国の方を裁くことになってはいますが、正直、日本人の常識の中で本当に裁き切れたのかなというのが、ちょっと疑問に残る部分もありました。

逆に、私が外国に行くということもあると思いますので、そのときに、逆の立場に立ったときに、ちょっと恐ろしさを感じたというのがありまして、やっぱり法律に対する意識がちょっと高まったかなと思いました。

【司会者】

どうもありがとうございます。では、4番の方。

【4番】

今回、参加させていただいた裁判については、被告人がメキシコ人ということで、文化の違いもあるでしょうけれども、貧困とかというようなことが根っこにあるような、そんなような気がしました。日本のような法治国家と違うのかなど。比較的安易にこういうことをしてしまう人もいるんだなと思いました。日本のような法治国家で生活できるということが幸せだなと感じました。

【司会者】

どうもありがとうございます。5番の方。

【5番】

私も、今回の裁判員裁判に参加させていただいて、物事を進めていく上において、非常に勉強になったなど。ともすると、先入観で物事を判断して、自分がある程度の地位になると、それを無理に正当化するような持ち方をしますけれども、やはり、ある程度の証拠がというか、そういうちゃんとした理にかなった形で物事を進めていくことの大切さというか、今回の裁判員としての経験が自分の人生の考え方にも大きくプラスになったなという実感であります。

【司会者】

大変ありがとうございます。では、7番の方。

【7番】

私も、裁判員裁判に参加させていただいて、いろいろ勉強になりました。特に、覚せい剤は、本当に勉強になりました。家族ともよくこういうのを話し合っって、こういうことは駄目だよ、こういうふうには裁かれるんだよという話はしました。だから、とても勉強になりました。良かったと思います。

そして、さっき検事さんが、税関の人は必要ですか、必要じゃないですかということだったので、必要です。なくさない方がいいと思います。

【司会者】

では、最後になりましたが、8番の方。

**【8番】**

私は、4日間出たんですけれども、仕事の関係で、仕事を休んでということで、そういう意味では、非常に負担ではあったんですが、それ以上に、こういう経験をさせてもらって、得たものの方が大きかったかなと思っています。またこういうのが回ってくれば、是非また参加したいかなと思っていますので、今年も当たらないかなと。

**【司会者】**

それぞれ、よろしいですか。

では、ちょっと時間を超過いたしました。最後は非常にこちらとしてもうれしい感想を述べていただきまして、どうもありがとうございました。そういう感想であれば、あちこちでも述べていただいて、子の代、孫の代まで、立派な裁判員候補者を作っていただいて、裁判所だけでなく、裁判に対する理解者が増えるように御協力いただければと思います。

新聞記者からも質問があるようなので、では、おっしゃってください。

**【毎日新聞記者】**

今回のテーマが否認事件の覚せい剤の密輸事件ということで、一般の新聞記者が一番関心を持っているのは、市民感覚を活かすのが裁判員裁判なんですけれども、その一方で、覚せい剤を常用している人が身近にどれくらいいるのかということで、殺人であれば、例えば、介護疲れで老人を殺してしまったですとか、自分の生活上の経験に合わせて事件を見ることがしやすい案件がわりと多いと思いますけれども、覚せい剤で、更に密輸事件というときに、果たしてそういう感覚が持ちやすいのか、さらに、今回は、外国人の被告人ということで、自分の生活上の延長で、それを考えやすかったのかどうなのか。その辺のことで、審理しながら、感想を持たれているのであれば、お伺いできればと思っているのですが。

**【司会者】**

先ほどの議論の中でも、ある程度は出たと思うんですけど、さらに、先ほどの  
お答え以外でお答えいただける方がいれば、どうぞ。8番の方。

【8番】

覚せい剤密輸は、組織犯罪ということで、非常に刑が重いということだったんで  
すが、組織犯罪というのは、全く我々とは関係ないということですので、そういう  
意味では、我々の感覚を生かせるものなのか分からないんですけど、運び屋とい  
う面でいくと、海外旅行に行って、税関でも調べられたりして、運び屋をやらされ  
るという意味では、自分にも起こりうるということで、そこでどうなんだというこ  
とは、いろいろ考えました。

【司会者】

他に、先ほどの記者さんの質問に対応するような形で、お答えいただける方がい  
らっしゃればと。

あと、外国人ということで難しかったというお話は、ありますか。

【5番】

外国人だというのは、人間どこの国の人であろうと、人生経験歩んでいる中で、  
五感的なもので真実を言っているかどうかというのは、私は、ある程度伝わるもの  
があるんじゃないかなと。まして、自分の罪を隠して、嘘八百並べてみても、特に  
我々の年代になってくると、実感として、自分の人生の中で得てきた経験が多少は  
感じるものはあるなど。そういうものを、私は、今回の裁判で感じられたというの  
が自分なりにありました。

【司会者】

今と似たような趣旨のことは、2番の方も先ほどおっしゃられていた気がします。  
先ほどの質問は、これくらいでよろしいですか。

【毎日新聞記者】

はい。

【司会者】

他に質問がないようですので，それでは，本日はお忙しい中を御参加いただきまして，どうもありがとうございました。以上で，終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。



(別紙第2)

### 話題事項

1 今回の意見交換会では、覚せい剤の密輸入罪において被告人が事実関係を争った（否認した）事件を担当された裁判員の方々にお越しいただく予定です。そこで、当日は、次のような話題事項に沿って、意見交換をお願いしたいと考えております。

(1) 担当した事件の被告人は、どこの国の人でしたか。覚せい剤を運んできたことについて、どのような説明をしていましたか。

(2) 犯罪事実に関する「争点」について

ア 「争点」の理解について

① 検察官、弁護人による冒頭陳述が終わった時点で、「この裁判では何が争点になっているか」は分かりましたか。どのような説明がわかりやすかったですか、逆に、わかりにくい説明はありませんでしたか。

② 裁判の「争点」について、裁判官から何か説明がありましたか。その説明は十分理解することができましたか。

イ 証拠調べについて

① 法廷で見聞きした証拠の内容は、十分に理解することができましたか。理解しにくかったり、退屈であったようなところはありませんでしたか。

② 法廷で証人や被告人の話を聞いて、理解しにくかったり、退屈であったようなところはありませんでしたか。また、証人や被告人の話が信用できるかどうかの判断は難しくなかったですか。

ウ 「争点」について考え、判断することは難しかったですか。その判断をするにあたり、検察官の論告、弁護人の弁論はどのくらい役に立ちましたか。

(3) 量刑に関する判断は難しかったですか。

2 仕事・家事等との調整や守秘義務など，裁判員としての負担感についてご意見があればお聞かせ下さい。